

湯浅町地域イベント助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、湯浅町の地域活性化のため、民間団体等が実施する地域が主体となって、創意工夫に富んだ地域の活性化に貢献すると考えられるイベントに要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、湯浅町補助金等交付規則（平成10年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるものの他、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助の対象者（以下「補助対象者」という。）は、活動の拠点が湯浅町内にあり、かつ、主に湯浅町内において活動を行っている民間団体等（政治団体、宗教団体、営利を目的とした団体は除く。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は前条の補助対象者が行う次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 地域の活性化につながる観光振興等、まちづくり・町おこしの推進を図る事業
- (2) そのほか地域の活性化に資するものと町長が認める事業

(補助対象事業に係る要件)

第4条 事業及び団体への助成は次の各号のすべての要件を満たすものとする。原則として、同一年度内の同イベントについては対象外とする。

- (1) 国、県、町及びその他財団の負担金又は補助金を受ける活動でないこと。
- (2) 構造物の設置、備品の購入等の施設整備事業でないこと。
- (3) 実施による成果が特定の受諾者にのみ寄与すると認められる事業でないこと。

(交付の対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、補助対象事業に要する経費のうち、次に定めるものを除いた経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

- (1) 総会に要する経費
- (2) 構成員の親睦に要する経費
- (3) 構成員に対する報酬、謝礼に要する経費
- (4) その他補助金を交付することが適当でない認められる経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、対象団体につき500千円を上限とする。

2 対象団体において複数年度助成を受ける場合は、別表1のとおり補助率が変更されるものとする。

3 算出された補助額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請に必要な書類)

第7条 規則第5条に規定する補助金等交付申請書等に必要な添付書類は、団体の構成がわかる資料とする。

(計画の変更)

第8条 計画の変更を行う場合は、規則第7条に規定する補助金等計画変更承認申請書の提出を行うものとする。ただし、経費の変更における各事業種目ごとにおいて20%以内の変更であれば提出は必要ないものとする。

(実績報告書に必要な書類)

第9条 規則第8条に規定する実績報告書等に必要な添付書類は、団体の活動実績がわかる資料とする。

(書類等の保管)

第10条 補助金の交付を受けた団体は、補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を5年間保管しなければならない。

(審査委員会)

第11条 補助金交付申請書に記載された内容について審査するため、審査委員会を置き、補助金の交付の適否及び補助金の額を審査し、その結果を町長に報告する。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。